

「総合特区」制度設計のための提案プロジェクト等の取組の現状及び今後の予定に関する調査の実施について（概要）

1. 調査目的

- 政省令、基本方針等の検討にあたり、「総合特区制度」の要件等の細部の検討や制度施行の準備を進めるにあたっての参考とするもの。

2. 調査対象

- H22年7～9月に実施した「提案募集」にご提案いただいたプロジェクト。
- 「提案募集」に提案したプロジェクトが発展したもの、統合したもの、今年の「提案募集」には提案しなかったが、現時点で取組が実施可能な段階にあるもののいずれについても提出可能。

3. 調査項目

（1）地域における包括的・戦略的な政策課題

- 当該取組により解決しようとしている「包括的・戦略的な政策課題」と「解決の方向性」について簡潔に記載。

（2）取組の先駆性・熟度・今後実施予定の取組等

- 現時点での、当該取組の先駆性及び熟度について記載。
- 当該取組について、今後（特に平成23年度）の取組、事業の見込みについて記載。

（3）取組の「必然性」を示す事項

- 取組の実現可能性を示すような地域の蓄積（地域資源、地域の人材・企業やそれらのネットワーク等）について記載。

（4）取組に必要な国の規制・制度改革等の提案

- 国の規制の特例措置の提案、税制・財政・金融上の支援措置に係る提案を記載。
- 地方公共団体事務に関して法令（法律・政令・省令・告示）で規定されている事項についての特例措置を条例で定めることを検討されているものがあれば記載。

（5）地域の「本気度」を示す地方公共団体の責任ある関与の見込み

- 当該取組について、（2）も含む取組等に対する地方公共団体による「責任ある関与」として、①地方税の減免、②地域独自の補助金や助成措置、③地域独自のルールの設定、④当該地方公共団体の権限に係る規制緩和、⑤組織や体制の強化等を行う見込みを記載。

（6）取組の推進体制・運営母体

- 総合特区制度に基づく地域協議会として予定される構成員を記載。

（7）想定している総合特区設定区域

- 総合特区として指定することを想定している区域について記載。

4. 調査期間

- 平成23年3月2日（水）まで。

5. その他

- 制度検討の透明性を高める観点から、今回の調査の結果については、当事務局ウェブサイト等を通じ公開予定です。（担当者名・連絡先等の個人情報を除く。）
- 今回の調査は制度の詳細設計の参考とするためのものであり、今後の指定、認定等の措置に結びつくものではありません。

※本調査については、調査様式等、より詳しい内容を地域活性化統合事務局ウェブサイトで公表いたします。
(URL:<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/>)